

裁 決 書

審査請求人

処分庁 尼崎市福祉事務所長

上記審査請求人が、平成29年3月24日付けで提起した審査請求について、次のとおり裁決する。

主 文

本件審査請求に係る処分を取り消す。

事 案 の 概 要

- 1 審査請求人 [REDACTED] は、平成27年7月1日から尼崎市で、生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」という。）による保護を受けていた。
- 2 審査請求人は、平成28年6月21日、処分庁（尼崎市福祉事務所長）に、同月12日に同人が運転する自転車と普通乗用自動車による出会い頭の衝突事故が発生したことを報告した。
- 3 審査請求人は、平成28年10月14日、同月13日に上記2の事故に係る自動車損害賠償保障法（昭和30年法律第97号）に基づく保険金（以下「本件保険金」という。）を受領したことを処分庁に報告し、本件保険金の支払通知書を提出した。また、審査請求人は、同年11月17日、本件事故に係る診断書料領収証を処分庁に提出した。
- 4 審査請求人は、平成28年12月9日、自転車1台を購入した。
- 5 審査請求人は、平成29年2月20日、電子レンジ購入費、治療費及び診断書料を自立更生の費用に充てる旨の自立更生計画書（以下「本件自立更生計画書」という。）並びに電子レンジの見積書を処分庁に提出した。処分庁は、同日、本件保険金の費用返還について、ケース検討会議を開催し、診断書料を必要経費と、電子レンジ購入費及び治療費を審査請求人の自立更生の費用と認定し、当該金額を保険金から控除した額を費用返還対象とすることとした。
- 6 処分庁は、審査請求人に対し、平成29年3月3日付けで法第63条に基づく費用返還決定（以下「本件処分」という。）を行い、同日、審査請求人に通知した。
- 7 審査請求人は、平成29年3月24日、審査庁（兵庫県知事）に対し、本件処分の取消しを求める旨の審査請求をした。

審理関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張

担当のケースワーカーから交通事故の補償金で購入した自転車代は、補償金からの控除額として認められないかわりに、家電製品、電子レンジで申請し、領収書を提出するよう説明があったが、本来、交通事故により破損した物を補償するための補償金で、自転車代が控除額として認められないとの決定及び説明は不当であり、本件処分を取消し、自転車代を控除額として認めるとの裁決を求める。

2 処分庁の主張

平成28年11月17日に処分庁の担当職員が審査請求人に自立更生資金の説明を行った際に電子レンジの相談があったが、自転車の相談があったのは、平成29年1月11日であり、その時点で購入済であった。

自転車について、審査請求人に対し、自立更生資金として事前相談が必要であると審査請求人に説明していたが、事前の相談はなく、審査請求人の状況を勘案すると、事後の相談になったことについて、真にやむを得ない事情はなかった。

また、自転車代を控除として認められないとは説明しておらず、自転車の代わりに電子レンジで申請するようとの指導はしていない。

理 由

1 本件に係る法令等の規定について

- (1) 法による保護は、生活に困窮する者の最低限度の生活を保障するものであるところ（法第1条）、「生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる」ものとされている（法第4条第1項）。
- (2) 法による保護の基準は、「厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行う」ものとされており（法第8条第1項）、「前項の基準は、要保護者の年齢別、性別、世帯構成別、所在地域別その他保護の種類に応じて必要な事情を考慮した最低限度の生活の需要を満たすに十分なものであつて、且つ、これをこえないものでなければならない」とされている（同条第2項）。そして、同条第1項の基準は、「生活保護法による保護の基準」（昭和38年4月1日付け厚生省告示第158号。本件処分時の最終改正：平成28年3月31日付け厚生労働省告示第176号。以下「保護の基準」という。）によって定めら



れている。

(3) また、保護に要する費用の返還については、「被保護者が、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けたときは、保護に要する費用を支弁した都道府県又は市町村に対して、すみやかに、その受けた保護金品に相当する金額の範囲内において保護の実施機関の定める額を返還しなければならない」とこととされている（法第63条）。

(4) 法による保護の実施に係る事務は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第2条第9項第1号に規定する第1号法定受託事務であり（法第84条の5、別表第3）、地方自治法第245条の9第1項及び第3項に基づく処理基準として、「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和36年4月1日付け厚生省発社第123号厚生事務次官通知。本件処分時の最終改正：平成28年3月31日付け厚生労働省発社援0331第2号。以下「次官通知」という。）、「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和38年4月1日付け社発第246号厚生省社会局長通知。本件処分時の最終改正：平成28年5月31日付け社援発0531第14号。以下「局長通知」という。）、「生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて」（昭和38年4月1日付け社保第34号厚生省社会局保護課長通知。本件処分時の最終改正：平成28年5月31日付け社援保発0531第1号。以下「昭和38年課長通知」という。）及び「第三者加害行為による補償金、保険金等を受領した場合における生活保護法第63条の適用について」（昭和47年12月5日社保第196号厚生省社会局保護課長通知。以下「昭和47年課長通知」という。）が発せられている（以下これらの通知をあわせて「処理基準」という。）。

(5) 法第63条に基づく費用返還に係る事務に係る処理基準は、次の(i)から(iv)までによるものとされている。

(i) 次官通知第8-3-(3)-オでは、「災害等によって損害を受けたことにより臨時的に受ける補償金、保険金又は見舞金のうち当該被保護世帯の自立更生のためにあてられる額」を収入として認定しないこととされている。

(ii) 局長通知第8-2-(4)では、自立更生のためにあてられることにより収入として認定しない額は、「直ちに生業、医療、家屋補修等自立更生のための用途に供されるものに限ること」とされ、「当該金額を受領するために必要な交通費等及び補償金等の請求に要する最小限度の費用は、必要経費として控除して差しつかえない」とされている。

また、局長通知第8-2-(5)では、自立更生のためにあてられることにより収入として認定しない取扱いを行うに際して、補償金等が当該世帯の自立更生に役立つか否かを審査するため必要があるときは、自立更生計画を徴することとされている。



(iii) 昭和38年課長通知第8-40では、被保護世帯の自立更生のための用途に供されるものとして、次のア及びイの経費にあてられる額を認めるものとしている。

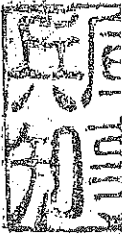
ア 被保護者が災害等により損害を受け、事業用施設、住宅、家具什器等の生活基盤を構成する資産が損なわれた場合の当該生活基盤の回復に要する経費
イ アのほか、実施機関が当該被保護世帯の構成、世帯員の稼働能力その他の事情を考慮し、立てさせた自立更生計画の遂行に要する経費（以下「自立更生の費用」という。）として、当該経費が、当該世帯において利用の必要性が高い生活用品であって、保有を容認されるものの購入に充てられる場合は、直ちに購入にあてられる場合に限り、必要と認められる最小限度の額

(iv) 昭和47年課長通知では、保険金を受領した場合の資力の発生時点として、「加害行為発生時点から被害者に損害賠償請求権が存するので、加害行為発生時点たること。したがって、その時点以後支弁された保護費については法第63条の返還対象となること」とされ、返還額の決定に当たっては、損害賠償請求権が客観的に確実性を有するに至ったと判断される時点以後について支弁された保護費を標準として世帯の現在の生活状況および将来の自立助長を考慮して定められたいこととされている。自動車事故について、損害賠償請求権が客観的に確実性を有するに至ったと判断される時点とは、「自動車損害賠償保障法により保険金が支払われることは確実なため、事故発生時点」とされている。

(6) なお、処理基準とされていないが、費用返還に係る取扱いについては、適正かつ厳格な処理に当たられるよう、「生活保護費の費用返還及び費用徴収決定の取扱いについて」（平成24年7月23日社援保発0723第1号厚生労働省社会・援護局保護課長通知。本件処分時の最終改正：平成28年3月31日付け社援保発0331第3号。以下「費用返還通知」という。）が発せられている。

費用返還通知では、法第63条に基づく費用返還の取扱いについて、原則、全額を返還対象とすることとされているが、全額を返還対象とすることによって当該被保護世帯の自立が著しく阻害されると認められる場合は、当該返還額から控除して差し支えないとされている（費用返還通知1-(1)）。

当該収入が、次官通知第8の3の(3)に該当するものにあつては、昭和38年課長通知第8の40の認定基準に基づき、保護の実施機関が認めた額を返還額から控除して差し支えないものとされている（費用返還通知1-(1)-③）。ただし、当該返還額から控除して差し支えないものは、事前に実施機関に相談があったものに限られるが、事後に相談があったことについて真にやむを得ない事情が認められるものについては、挙証資料によって確認できるもの限り同様に取り扱って差し支えないこととされている（費用返還通知1-(1)-③括弧



書き)。

2 本件処分について

- (1) 審査請求人は、本件保険金の受取りに起因する法第63条に基づく費用返還対象額から控除する自立更生の費用として、交通事故により破損し買い替えた自転車の購入代金を認めるべきであると主張する。

一方、処分庁は、自立更生の費用の認定には処分庁に事前相談が必要であることを審査請求人に説明していたにも関わらず、審査請求人は、事前に相談することなく自転車を購入していること、また、自転車の購入について事後の相談となったことに真にやむを得ない事情はないことから、自転車の購入代金を自立更生の費用として認めることはできないと主張する。

- (2) 交通事故に係る保険金については、処理基準として前記第3の5の(4)のとおり加害行為発生時点以後に支弁された保護費について、法第63条に基づく費用返還の対象とすることとされているところ、当該被保護世帯の自立更生のために当てられる額は収入として認定しないこととされ(次官通知第8-3-(3)-オ)、保護の実施機関が当該被保護世帯の構成、世帯員の稼働能力その他の事情を考慮し、当該経費が当該世帯において利用の必要性が高い生活用品であって、保有を容認されるものの購入に充てられる場合は、直ちに購入に充てられる場合に限り、必要と認められる最小限度の額について、被保護世帯の自立更生のための用途に供されるものとして取り扱って差し支えないとされている(昭和38年課長通知第8-40)。

- (3) 処分庁が上記(2)の処理基準に照らして法第63条に基づく費用返還を適正かつ厳格な処理に当たるよう発せられた費用返還通知では、返還額から控除して差し支えないものは、事前に保護の実施機関に相談があったものに限られるとされており(費用返還通知1-(1))、処分庁は上記(1)のとおり審査請求人が事前に相談することなく自転車を購入したことをもって自立更生の費用と認めることはできないとしている。

しかし、費用返還通知は、保護の実施機関に対して発せられた取扱いであり、これを被保護者が一般的に理解しているとは直ちに想定できない。

したがって、処分庁が費用返還通知1-(1)の「事前に保護の実施機関に相談があったものに限られる」ように取り扱うためには、被保護者に対して、費用返還対象額から控除できる額について、被保護者から保護の実施機関に事前相談がなされるよう、理解してもらうための十分な説明を行っておくことが必要とされることとなる。

- (4) この説明について、処分庁は、平成28年11月17日に本件保険金に係る返還金

の取扱いを審査請求人に説明し、その際、治療費及び診断書料については、必要経費として取り扱うこと、また自立更生の費用として原則事前に相談があったもの限り、返還額から控除できる制度があることを説明したところ、審査請求人から電子レンジを認めてほしいとの申出があり、自立更生計画書に見積書を添えて申請するように伝えたと弁明書において主張している。

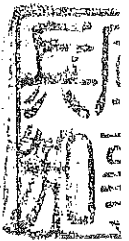
しかし、審査請求人は、審査請求人から電子レンジを認めてほしいとの申出を一切しておらず、担当職員に自転車が物損事故で破損したため購入したいと相談したところ、担当職員から自転車の購入費用を控除額として認められるのは難しく、家電製品なら自立更生の費用として認められるので、自転車の代わりに電子レンジ購入費を本件自立更生計画書で申請し、見積書を添付するように指示があったと主張している。

(5) このように、処分庁と審査請求人の主張は、大きく相違していることから、処分庁が費用返還通知にしたがって、審査請求人の法第63条に基づく費用返還を適正かつ厳格な処理を行ったというためには、審査請求人に対して費用返還対象額から控除できる額について処分庁に事前相談がなされるような説明を行ったことが客観的に裏付けられることが必要であり、具体的には、被保護者のケース記録において処分庁の担当職員が記載している内容といったものによって確認できることが必要と考えられる。

(6) 審査庁から提出のあったケース記録によると、平成28年11月18日の記事として、審査請求人が同月17日に来所し、本件保険料にかかる診断書料領収書が提出された旨の記載はあることから、同日、処分庁の担当職員と審査請求人が面談し、本件保険料について、審査請求人から何らかの相談を行ったものと推定される。

しかし、処分庁が弁明書で主張しているような、同日に審査請求人に対し、自立更生の費用として原則事前に相談があったもの限り、返還額から控除できる制度があることを説明したこと、及び審査請求人が電子レンジ購入費を認めてほしいとの申出があったことについては、ケース記録に記載がないのであるから、当該ケース記録の記載は、上記(4)の処分庁の主張を客観的に裏付けるものとまではいえないものである。

また、このほかに、処分庁が弁明書において審査請求人に対して上記(4)のとおり説明したと主張する内容を客観的に証明する記録は提出されていない。これらのことを鑑みると、処分庁が審査請求人に本件保険金に係る費用返還対象額の取扱いについて説明したという事実が客観的にあったとは認められないことから、本件処分手続が適正に実施され、違法又は不当な点が存在しないものと認定することができない。



3 結論

以上のとおり、本件処分手続が適正に実施されたとはいえ、本件処分を取り消すべきであることから、行政不服審査法（平成26年6月13日法律68号）第46条第1項の規定により、主文のとおり裁決する。

令和元年9月25日

兵庫県知事

井戸 敏

